

令和6年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和6年12月 3日
本日の会議 令和6年12月12日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
企画財政部長 村田ゆかり君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 宮崎伸之君	健康保険部長 山本昭彦君
水道局長 渡部守史君	会計管理者 田中一之君
教育次長 宮司裕子君	企画財政部理事 荒木隆君
総務課長 大山康彦君	財政課長 北野靖之君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時34分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第60号字の区域の変更についてを議題とします。

ただ今議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

皆さまおはようございます。それでは議案第60号字の区域の変更についての報告を申し上げます。審査日は令和6年12月9日から10日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員の出席の下、審査を行いました。提案理由、主な内容として、高田郷の一部で施行されている椿林土地区画整理事業は、高田郷字湯川、柳田、椿林の3つの字にわたり、広さ約1.8ヘクタールの規模で実施されている。事業施行に伴い道路公園等の公共施設の整備および宅地造成による土地の換地が行われるため、新しい区画に合わせた登記が必要となる。不動産登記法において字が異なる場合は合筆ができないため、区画整理地内の字湯川、字柳田、字椿林を全て字椿林に編入するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第60号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第60号字の区域の変更についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第61号令和6年度長与町一般会計補正予算（第5号）から日程第4、議案第63号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

ただ今一括議題として議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは改めまして、議案第61号令和6年度長与町一般会計補正予算（第5号）の総務厚生常任委員会に付託されました箇所を報告を行います。提案理由、主な内容として、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億9,585万5,000円を追加し、補正後の総額を168億6,279万2,000円とするもの。企画財政部財政課では、ふるさと長与応援寄附金は、年度間の伸び率、今年度4月から8月までの伸び率により、今後の見込額を試算し1億9,500万円を追加し、年間見込額を3億4,500万円とした。政策企画課では、令和5年度より企業版ふるさと納税による寄付の見込みがある企業への働きかけを委託している。昨年度を上回る寄付が見込まれることから今後の寄付見込額に対する委託料を計上。総務部契約管財課では、高田南土地区画整理事業の仮換地で使用収益が開始された町有地の売却額6,667万円、民間事業者による開発が行われている嬉里丸田宅地開発事業区内の里道、赤道、水路の開発事業者への売却額96万6,752円、合計6,763万6,752円の売却収入を計上。地域安全課では、地域交流センター整備事業充当起債の減額は、集会施設整備充当起債に財源組替を行うもの。また、集会所設計監理委託料は、さくら野西地域交流センターに係る補正で、設計業務委託技術者単価が見直されたことに伴う増額補正。住民福祉部、高田保育所では、給食調理室のオープンの排水部分を経年劣化のため部品交換、雨漏り箇所の修繕、園庭の砂場の木枠がシロアリにより腐食しているため取り替えるなど、修繕料22万1,000円を増額計上。こども政策課では、養育医療費の事業実績見込に伴い国庫負担金を増額。また、子育て世帯訪問支援事業と利用者支援事業の統括支援員の時間外勤務手当は、子ども子育て支援交付金の対象となったために予算の組み替えを行う。利用者支援事業の虐待についても令和6年4月に子ども家庭センターを設置したことにより、子ども子育て交付金の対象となったために追加計上している。健康保険部健康保険課では、歯科健診の器具消毒用の全自動高圧蒸気滅菌機と付属の消耗品を購入。これらには保健衛生費寄附金を全額充当した。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部では特記すべき質疑はありませんでした。次に総務部契約管財課におきましては、当初予算では修繕費を250万円計上しているが、今回の補正額を加えた程度の予算が来年度必要になりそうなのかに対し、老朽化による修繕が増えている。来年度はそれを見越したところで予算要求を行っているとの答弁でした。地域安全課におきましては、さくら野西地域交流センターは、繰越明許費にある7,400万円が総額かの質疑に対し、集会施設の設計監理、工事費の全てを含んだ事業費として計上しており、総額で7,420万円となるとの答弁でした。次に住民福祉部高田保育所におきましては、水道使用料の増額の理由は何かの質疑に対し、これまで雨水槽を利用していたが今年度雨水槽利用に係る経費が水道使用料より上回る見込みとなり、雨水槽を貯水槽に変更する工事をしたとの答弁がありました。こども政策課におきましては、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ県外接種とはどういう意味かという質疑に対し、長与町に住所を置いたまま県外の大学などに進学している人に対して、居住先の病院で受け入れるように町が補助をするものとの答

弁でした。次に、健康保険部におきましては、特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の報告を行います。提案理由、主な内容として、保険事業勘定では、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、補正後の総額を33億9,199万9,000円とするもの。介護サービス事業勘定では、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ249万2,000円を減額し、補正後の総額を3,203万6,000円とするもの。保険事業勘定歳入の介護保険保険者努力支援交付金3万2,000円は、令和6年度分確定に伴い増額。介護サービス事業勘定歳入の繰越金249万2,000円の減額は、前年度繰越金の額を過分に計上していたため減額するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、繰越金を過分に計上とはどういうことかという質疑に対し、昨年度からの実質収支の差額を本来計上すべきだったが、不用額の方を計上していたとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第61号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和6年第4回定例会本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は令和6年12月9日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第61号令和6年度長与町一般会計補正予算（第5号）の分割付託分の提案理由、主な内容として、建設産業部産業振興課では、ふるさと長与応援寄附金の令和6年度寄付見込額を1億9,500万円増額したことによる経費の増額補正として返礼品の購入費、発送費用、ふるさと納税サイト利用料、委託料を計上。その他、農道等補修工事費を増額。土木管理課の歳入では、企業版ふるさと納税寄附金のうち300万円、中尾城公園のトイレ改修に関する設計業務と休憩用ベンチの設計工事費に充当する。歳出の町道等維持補修工事費は、自治会や住民の要望、小中学校の通学路要望、これら町道の区画線や安全対策の工事費として増額。都市計画課では、歳入の急傾斜地崩壊対策事業補助金300万円の増額は、県費の追加配分で令和4年度より取り組んでいる嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策工事に伴う事業費に充当。土地区画整理事業充当起債8,080万円は、高田南土地区画整理事業の事業費に充当する地方債で、国庫補助金の追加配分

および単独事業費の増額に伴う起債借り入れ額の増額。歳出は、高田南土地区画整理事業の事業費のうち、一般会計の負担分である土地区画整理事業特別会計繰出金を1億435万8,000円増額する。教育委員会教育総務課では、次年度に中学校の教科書の改訂を控えることから、債務負担行為補正で中学校教師用教科書・指導書購入事業の限度額を1,364万4,000円とするもの。金額の内訳は、教師用教科書12万8,514円、指導書869万7,150円、デジタル教科書481万8,000円。学校教育課では、産休代替の一般事務補助パート報酬として36万4,000円。生涯学習課では、債務負担行為補正で町民体育館の空調設備改修工事費のうち、今年度支払予定額を除いた残額60%相当額を計上。歳入の保健体育費寄附金30万円は、地域スポーツ活動費に対する寄付。企業版ふるさと納税寄附金のうち300万円は、図書館書籍購入費に対する寄付。歳出では、皿山隣接地の民有地における開発工事に伴う発掘調査作業委託料や寄付金を財源とした地域スポーツ活動のための各種用品の購入と図書購入の他、町民体育館の空調設備改修費用を計上。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課では、農道補修工事の転落防止柵の設置の理由は何か、事故があったのかに対し、事故は起きていないが地元から高低差があり、下がため池で照明もないことから安全施設を付けてほしいとの要望があったため、今回計上した。土木管理課では、企業版ふるさと納税寄附金を活用しての中尾城公園の委託料と工事費の内容はに対し、来年度以降スパイラルスライダーに替わる遊具の更新を予定しており、小さな子ども連れが増えることが想定されるため、4カ所あるうち1カ所のトイレにおむつ交換台や幼児用便器等を設置するための設計委託と、工事費については、ウォーキングなどで利用する人も多いことから新たなベンチの設置を考えているという答弁でした。都市計画課の急傾斜対策工事費が計上されているが、工事費が膨らんでいるのか、進捗状況はどうかに対し、事業量は増えていない。令和5年度から7年度までの3カ年で整備する事業で今回県補助金の追加配分があったため、少しでも早く工事を進めるよう来年度分を先取りしたという答弁でした。教育委員会の教育総務課では特記すべき質疑はありませんでした。学校教育課でも特記すべき質疑はありませんでした。生涯学習課の町民体育館の空調設備の改修工事は、暑くなる6月頃までに完了していた方がよいと思うが間に合うかに対し、工期は3カ月程度と見積もりしているので今回の補正で計上し、なるべく早く終わらせたいという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第63号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由、主な内容については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,000万円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,543万2,000円とするもの。歳入では、国庫補助金追加配分に伴う1,435万4,000円の増額。それに伴う県補助金358万8,000円の増額。一般会計繰入金1億435万8,000円は、高田南土地区画整理事業の事業費のうち、一般

会計の負担分について国費、県費の追加配分による調整および歳出の県事業委託料の増額に伴い増額するもの。保留地処分金1,770万円の増額は、高田南地区の保留地処分の実績に伴うもの。歳出の1億4,000万円は、高田南土地区画整理事業の長崎県への委託料で、主にインフレスライドによる一括施工の契約額の増額に伴う計上。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、保留地処分金の内容はに対し、4宅地販売した中で1宅地が約1,770万円で落札された。総面積は225平米、坪単価約25万8,000円という答弁でした。インフレスライドによる増額について、委託先の県との話し合いはどのように行ったのか。また、町の要望はどのような形で伝えているのかに対し、県との協議は、金額の妥当性について設計書の確認や資料の提出を求め内容を精査し確認している。増額分については、国費や県費の追加を強く要望し、補助金を獲得したという答弁でした。以上のような質疑が行われ、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第61号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第63号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

議案第61号長与町一般会計補正予算について、賛成の討論を行います。補正の内訳については、総じて必要なものと理解をさせていただきました。その上で補正予算総額約3億円のうち、3分の1に当たる約1億400万円の長与町土地区画整理事業特別会計繰出金について、その金額、趣旨などについて異論はありませんので賛成といたしますが、その上で財源内訳を見ますと、新たに地方債により8,080万円の借り入れを行うとされています。先日の都市計画税に関する一般質問の答弁では、取り組む事業が終わってなくなったとしても、過去に行った事業の地方債による借り入れの返済に都市計画税を充当していくとのことでした。都市計画税を廃止する、また継続して課税する、この判断は自治体に委ねられていると思いますが、今回のように新しく地方債を発行して新たな借り入れを行うということが、行政の一存でいとも簡単に決定できるのだろうかとの疑問を持っております。のちのちの借り入れの償還に大きく関わる都市計画税納税者の意向も聞きながら決定されるべきと思っております。今後、都市計画税を返済の財源に充てることを予定している新たな地方債による借り入れについては、事前に納税

者に対してその必要性、予定される納税者の新たな負担、返済計画など十分に説明していただきたいということを申し上げまして、今回は賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第61号令和6年度長与町一般会計補正予算（第5号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第62号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は議案第63号長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論いたします。本来であれば議案第61号においても考慮すべき議案がありましたが、他の補正予算については順当でありましたので、賛成をいたしました。しかしながら当案件につきましては、昭和58年度から長与町5番目の都市区画整理事業として基礎的な調査が始まり、昭和59年3月6日の日に都市計画決定がなされました。内訳につきましては総事業費111億6,000万円、施工面積49.8ヘクタール、当時の長与町歳入歳出予算は骨格予算でありましたが、約41億円で財政面から見ても考えてもかなり無理がある計画であったと感じています。私は昭和62年議員を拝命いたしました。既に都市計画決定がなされ議会の承認も済んでおり、議会の責任上、反対の表示はできなかつた状態にありました。当計画の計画は、道ノ尾駅付近の区画整理は必要と感じていましたが、施工区域は九電変電所入口から道ノ尾駅を含む長崎市との行政境までと、長崎市コンポスト工場から浦上水源地、大井手川沿いま

でと高田越中央、高田郷越東、高田越西、一部西高田となっております。行政が手を出すべき物件ではなく民間が開発をするベストな物件であったと私は感じていました。また地権者といたしましては所有者423人、仮地権者54人、全戸数430戸、要移転予定者264戸、事業終了時期は昭和71年で12年間の予定でありましたが既に40年が経過し、地権者は既にお亡くなりになった方、高齢化のために移転が難しい状態になられた方もいらっしゃいます。この責任は行政として深く反省すべき愚案としか言いようがありません。既に事業変更は16回、総経費は331億円を超しており、昨年と今年の事業変更によって21億円の新たな負担が生じています。インフレスライドといえども2年間で21億円の数字は到底容認することができません。また隣接する民間開発、椿林土地区画整理事業にも同地域、同業者のため大変な金銭的な負担が波及し、工事が停止をしている状態であります。当計画は長崎県委託事業であるため、地元提言はほぼ採択されず、予算処置のみの事業であります。また、一括施工は英断と思っておりますが、令和元年当初事業費は48億8,000万円であり、令和6年には57億6,000万円と増額され、入札に無理があったとの指摘も出ています。早期の推進は必要であります。2年で21億円の増額は検討の余地があると考えます。参考までに民間開発である榎の鼻土地区画整理事業、前の北陽台のことでありますけど、開発面積が22.5ヘクタール、総事業費67億円、施工期間はわずか3年で終了しています。以上のことから今回の議案につきましては、再検討の余地があると判断をいたします。なお、別件の話であります。去る11月11日に図書館の入札が不落に終わりましたが、次期の入札はかなりの増額が予定をされてると私は感じております。建設ありきではなく財政面も十分に考慮をして執行をいただきたいと要望するものであります。よって、当案に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

2番、堀議員。

○2番（堀真議員）

議案第63号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,000万円を追加し、補正後の総額を16億5,543万2,000円とするもので、現在施工しております一括施工の事業費の増額に伴う長崎県への委託料の増額によるものです。増額の主な理由としては、物価高騰によるインフレスライドによるものであり、現在の社会情勢の中では先読みしづらいところもあり、一定理解はいたします。また、歳入において保留地処分金が1,770万円計上されており、今後も事業に充当する貴重な財源として保留地売却が進むことを期待しています。本事業は、土地の有効活用や防災性の向上、環境改善を図る目的で昭和59年に都市計画決定を行い、昭和61年からは長崎県に事業を委託し整備が進められています。また、令

和5年には一括施工区域内の一部に自治会も発足し、住宅地として機能し始めたところ
です。この事業は事業開始から35年以上が経過し、事業費も当初の111億円から3
31億円と大幅に増額となりましたが、今年度で一括施工が完了いたします。長年仮り
住まいをされていた地権者の皆さまや事業に関わられた関係者の皆さまのご苦勞はいか
ばかりであったかと拝察をする次第です。現在順調に工事が行われているようですが、
確定測量や換地計画などが残っており事業計画も令和12年度までとなっております。
今後も保留地の計画的な売却と補助金の確保に最大限努力していただき、町、県が一体
となって事業を推進させ計画どおりに事業が完了することを要望し、賛成討論といたし
ます。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

議案第63号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算
案（第2号）について、賛成の討論を行います。令和6年度における本予算の大きな目
的は、本年度中に全ての工事を終わらせるということで計上されたものと思っておいま
す。今回の増額補正については、物価上昇などの諸般の事情により事業費が不足する
との説明でありました。目的達成のための重要な措置だと思っております。何より本案に
反対することで、仮に予算案が否決されればどうなるかと考えますと、当然、工事を終
わらせることができません。37年前の昭和62年に工事着手し、最終5カ年の一括発
注の最終年度で完成させることができないとなると、来年度残された工事の新たな発注
での完成を目指すこととなり、今回の補正案と同程度以上の費用を要すると思ってお
います。何をにおいても予定どおり今年度の完成を目指し、早期に道路、公園、宅地など
の使用収益を図ることが重要と考え、賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第63号に賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算は執行部からの
説明のとおり、高田南土地区画整理事業の本年度事業費につきまして、一般会計から繰
り入れる約1億400万円を主とした1億4,000万円を新たに追加し、事業費に充て
るものです。同事業が事業着手から約40年が経過していることや当初の事業費約11
2億円から3倍にもなる約337億円という貴重な税金を投入し続けていることにつ
いては、改めて詳細を申し上げるまでもなく、見通しの甘いずさんな計画によって地権者

はもとより、全ての町民に大きな負担と影響を与えてきたという事実は本町の歴史に残る失策として、町長以下職員はもとより事業を承認した議会も大いに反省すべき極めて深刻な事態であり、今後同じ轍を踏んではならないものです。そうであるからこそ令和元年度に議会が承認し、2年度から開始された5年間の一括施工については、議会としてもこれ以上の工期延長は、町民へさらなる不利益を生じさせることや完了のめどが付かないことには、新図書館など他の事業の進展を望めないことなどから、必ずやこの5年間で完了させることを求めて承認したのではなかったでしょうか。そのような経緯の中で、今回当初承認した予算に加えて1億4,000万円という決して少なくない事業費の増額、それも多くは一般会計からの支出がなされるということは言うまでもなく、望ましいことではありませんが、その理由は我々も生活の中で実感している未曾有とも言える急激な物価高騰であることは明らかです。公共工事の品質確保の促進に関する法律の第3条の9には、公共工事の品質を確保するためには、従事する者の賃金、労働時間、休日などの労働条件や安全面などの労働環境を適正に整備することで確保されなければならないという趣旨が定められており、加えて同法の第7条の13には、発注者の責務として公共工事の契約において、市場における労務および資材等の取引価格の変動が生じたときは、適正に請負代金の額の変更を行うことと定められております。また、この一括施工についても本町が委託しております長崎県が用いる契約書であります長崎県建設工事標準請負契約書の第26条の6においても、工期内に日本国内において急激なインフレが生じ、請負金額が著しく不当となったときは、請負者は請負金額の変更を請求することができることとされていることから、契約主体である県が共同企業体と交わしたこの契約内容を基に本町に妥当な額を請求し、本町がそれを支払うことは、公契約の規定上も必要なことであります。法的根拠があり契約上も規定されているものであることから、遅滞のない工事の継続にはやむを得ないものであると考えます。当初、今回の件が概要が全員協議会で説明された際には、承認する側の立場として所管課の説明不足を指摘いたしました。その後、追加の説明が申し出られ、説明された内容からも今回の増額は妥当なものと判断いたしました。以上のことから一括施工内の期間内での確実な完了を求めた上で、賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第63号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、請願第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求める請願を議題とします。

ただ今議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番(金子恵議員)

それでは請願第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求める請願について、ご報告を申し上げます。委員全員出席の下、安部都紹介議員、鶴留和彦参考人を招き審査を行いました。請願趣旨として、マイナ保険証による医療機関でのトラブルが続いている。特に国会での審議が行われず、閣議決定のみで進められたことが混乱の原因だと思っている。現状では、カードリーダーの不具合や資格確認に関するトラブルが相次いでおり、これにより業務が増加している。当協会のアンケート結果でも多くの医療機関でトラブルが発生しており、スタッフの負担が増えていることが明らかである。また、国民のマイナ保険証の利用率が低く、特に国家公務員の利用率が低いところに問題があるように思っている。さらに多くの国会議員の健康保険証の存続に対する意識の変化もあり、総選挙時の公約として延期や廃止を掲げる議員も増えている。また、地方自治体でも職員に負担がかかると言える。韓国では、IT化が進んでおり高齢者でもスムーズに利用できる環境が整っているが、日本ではまだそのような状況に至っていない。現行の健康保険証の存続を求める声は国民や医師、歯科医師の願いであり、地域からの声を国に届けることが重要である。これによりマイナ保険証は利活用したい国民が使用し、現行の保険証を存続させることを求める。以上の内容の説明がございました。次に主な質疑として、意見書に国民の理解、賛同を得られていない中で、廃止することは妥当ではないとある。存続させるべき年数または何%ぐらい普及すれば妥当という考えがあるかに対し、短期間で解決することではないと思っている。当面はそのような環境を整備しながら、使いたい人だけが使うということが望ましいと考えるとの答弁でした。次に、12月2日に施行され、その方向で動いている行政や病院などは逆に、またシステムが変わるといふ問題点が出てくる。これらの対策をどのように講じるかという点はどうか考えているかの質疑に対し、システムのトラブルがありつつも住民が安心して医療機関を受診できるということであれば、従前の保険証が使用できるよう国などで推進することが大きな対策だと思うとの答弁でした。次に、マイナンバーカードに保険証をひも付けすることに関し、申請や解除は可能ということである。これに対してはどうか受け止めるかという質疑に対し、電子的に申請するが解除は全てアナログで郵送と言われている。また、タイムラグもあり手間がかかることから、解決できるか疑問に思っているとの答弁でした。以上のような質疑が行われ、採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号の討論を行います。

まず、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私はこちら請願第1号につきまして、賛成の立場、採択すべきとの立場から討論いたします。本請願は、マイナンバーカードに健康保険証の機能も一体することに伴い既に12月2日をもって新規発行が終了したいわゆる紙の健康保険証について、存続を求める意見書の提出を求めるものです。マイナンバーカードおよびその制度そのものについては、国民の所得を正確に把握することで脱税を抑止したり、給付金等の支給までの時間短縮や誤った給付の抑制にはなり得る制度であり、特に行政手続を簡素化できるのであれば行政側だけでなく、利用する国民の中にも歓迎する人はいると思われ一定の理解はできます。しかし、そもそも本来取得は任意であり、さまざまな懸念や不安からマイナンバーカードを取得、利用したくないという国民もおり、交付から9年近くたった現在でも保有率は、今年10月末現在で約75.7%にとどまっていると聞いております。マイナンバーカードを持っていない国民が約25%、4人に1人もいるにもかかわらず、従来の保険証を廃止することは、全ての国民が健康で文化的な最低限の生活を営む権利があり、国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上と増進に努めなければならないと規定している憲法25条に基づく国民の受療権の保障に反し、日本が誇る国民皆保険制度を脅かすことにつながるものと考えます。さらに政府はマイナ保険証を利用しない人に保険証に代わる資格確認書を交付することになっており、これについては従前から二度手間であり税金の無駄だと指摘、批判がなされていますが、さらにそれに加えてマイナ保険証を持っている国民に対しても、資格情報通知書というマイナ保険証が何らかのトラブルで使えないときのための紙の証明書を新たに発行、郵送するとしており、マイナ保険証とこの資格情報通知書をセットで提示する必要があるが、マイナ保険証のトラブルなどの際には必要ということで、マイナ保険証制度を導入することで、本来必要のないこのような膨大な税金の支出が起こっていることは明らかです。報道によりますと、マイナポイントなども含めマイナ保険証の導入および普及にかかった国の支出は2014年から2024年の10年間で、8,879億円にも上るとのことです。コロナ禍や物価高騰で国民生活が逼迫する中、マイナ保険証実現のためにこのような支出に貴重な財源をこれ以上使うべきではなく、マイナ保険証と現行の保険証を両建てで存続させる道を模索すべきと考えます。来年3月からは保険証と同様に運転免許証もマイナンバーカードと一体化できる運用が始まりますが、これについても閣議決定

という政府与党の独断で決定されており、現在のところ政府は、マイナ免許証と現行の免許証の両方を使えるようにしていますが、マイナ保険証もそもそも当初はその予定で始まったものが、国会の承認も経ることなくいつの間にか一本化に変更されたように、免許証も同様に今後強制的に一本化され、保険証と同様に資格確認書や資格情報通知書など非合理的なものの発行、郵送などに莫大な支出をすることになる可能性は否定できません。今回の現行保険証を廃止を容認することは、今後もし運転免許証やその他の生活に必要な各種証明書等がマイナンバーカードに一本化される閣議決定がなされても、反対しない、反対できないということと同義だと思います。本請願はあくまで紙の健康保険証の存続を求めるものですので、マイナンバーカードやマイナ保険証の廃止を求めるものではなく、マイナンバーカード、マイナ保険証にメリットを感じる国民は自らの意思によって登録や使用を行えばいいのであり、現行の健康保険証を残すことは、それ以外の国民の不安の払拭のためにも最も合理的で妥当なものであると同時に、無駄な証書の発行に税金を支出することのないことにつながります。請願の採択基準には、願意の妥当性、実現可能性、町村や議会の権限事項に属するかなどがありますが、妥当性については、ここまで述べたもの、実現可能性につきましては、こちらも先ほどの申し上げたとおり、既に12月2日に新規発行は停止はなされていますが、いうまでもなく国の制度は普遍的なものではなく、社会情勢や国民の要請によっていつでも国会で議論がなされ改廃が行われるべきものであり、今後も再度の提案、議論がなされることは十分に可能と考えます。また権限事項については、国民皆保険制度のもとにある全ての国民、つまり長与町民にも直接関係することであり、本町議会から国に意見書を提出することは、不自然なことではないと考えます。以上のことから、本請願は採択すべきものと判断いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求める請願に賛成の立場で討論いたします。政府は2024年12月2日から現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードにマイナ保険証をひも付けし、一本化を開始しました。また、マイナ保険証を使用することが困難な方や取得できない理由がある方は、資格確認書等を発行することとなります。この制度は、デジタル庁大臣の発案によって閣議決定によって決議され、国民への十分な説明や制度の趣旨の理解もないまま、多くの国民の民意を無視した混乱と不信の中での制度の開始であります。マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、マイナ保険証と一本化させることは番号法違反であり、国民に強制することにつながる重大な方針転換であるなど、日弁連等からも声が上がってお

ります。そして、これまで過去に全国でマイナンバーカードとマイナ保険証の登録ミスが多く確認されており、特に障害者手帳のひも付けミスが多く発生されました。また、今回、医療機関に設置されるカードリーダーもマイナカードを認識できないなどの多くの不備やトラブルが確認され、医療機関の窓口でも混乱や利用者の不安を増強される姿も見受けられました。このようなマイナ保険証への原則一本化の撤回と現行保険証の発行存続を求める意見書や健康保険証廃止の中止を求める意見書など、全国で11月15日時点で213の地方自治体の225件の意見書が採択され、国へ提出されております。また、日弁連連合会や任意団体からも同じ意見書が国へ提出されております。国民不安と心配が募る現在、来年の7月末が移行時期となる国保と後期高齢者被保険者や1年の猶予がある組合健保の方たちなどが12月のマイナ保険証の移行時期になるときは、さらなる医療機関と行政窓口での業務量増大と混乱が増大することは十分に予定されることだと考えます。マイナ保険証のみ走らせることには、デジタル困難者を無視した制度であり、時期尚早だと考えられます。私はマイナ保険証を利用することに反対をしているわけではなく、デジタル困難者のために健康保険証も同時併用できるように求めて請願を賛成しています。以前、共同通信社が実施した全国電話世論調査によりますと、延期や撤回を求める声が72.1%と高く、また、ある高齢者介護施設による調査では、9割以上の施設で利用者のマイナンバーの管理ができないと回答しております。そのような中、現行保険証の廃止は国民皆保険制度の根幹を破壊する重大な問題に発展しかねず、今後の政府の冷静な判断が求められます。現在、本町でもマイナカードとマイナ保険証のひも付けは6割ほどで、実際利用した方は1割から2割ほどであります。高齢者や障害者からも現行保険証がよかったとの声も聞かれております。健康保険証の廃止によりマイナ保険証を利用することができない高齢者、障害者や成年被後見人など35万人の弱者の方が、保険診療をいつでもどこの場所においても安心して医療を受けられることができるよう、現行保険証の廃止は行わずマイナ保険証と併用して利用ができるよう、現在の健康保険証の存続を求め本請願に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

賛成、反対いずれも結構です。討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は請願1号に採択に賛成の立場から討論を行います。国は12月2日から現行の保険証の新規発行を止め、半ば強制的にマイナ保険証へと誘導し、マイナカードとひも付けしない被保険者には、資格確認書を発行するとしております。マイナ保険証は全国で多くのトラブルやエラーが発生しております。保険医の全国組織である保険医団体連合会の調査によりますと、読み取り機のエラーやトラブルのため、いったん全額負担をした事例が少なくとも700件以上あると公表されております。現在はこうした全額負

担をしない対応をしたようではありますが、いずれにしろこうした状況もあり、マイナ保険証は全国的に利用が進んでいるとは言えません。国家公務員でさえ利用率は低い水準で推移をしております。また、カード読み取り機の操作や暗証番号忘れなどで、現場でのトラブルが多発することが必至であります。マイナカードとひも付けしない人には資格確認書を発行するとしていますが、現行の保険証を廃止し、保険証とほぼ同じ形状の資格確認書を新たに準備し発行するなど、矛盾の最たるものであります。マイナ保険証への不安が高まる昨年の6月23日、経済同友会の代表幹事は、紙の保険証廃止を予定どおり遂行するよう納期を守れと政府に強く迫りました。また、日本経団連も同様に政府にマイナカードへの保険証のひも付けをやれと、こうしたことを強く要求しております。この3カ月後、先ほど申しました経済同友会の代表幹事は、この医療制度について民間主導の民間が投資していく分野だ。国民皆保険ではなく民間がこの分野を担っていたらどうかと思うと、発言をいたしました。この発言に対し、大阪府医師会の会報第3051号には、財界がなぜ紙の健康保険証を廃止に固執したのかを知る瞬間であった。IT利権どころではなかった。人権にも関わる制度の根幹を揺るがす発言に世論の反発は激しく、10月3日、氏は誤解を招いたとして発言を撤回せざるを得なかったという記事を掲載しております。マイナカードやマイナ保険証に一定の利便性があることを否定はしませんが、デジタル化の目的には民間利用へ道を開き民間保険へと移行させ、国民皆保険という優れた日本の制度を資本へ売り渡す蟻の一穴になりかねないことを財界の幹部がいみじくも口にしたわけであり、ここに国民の命と健康に対する公的な責任を後退させかねない重大な問題をはらんでいると言わざるを得ません。また石破茂総理は総裁選において、保険証等の併用も選択肢として当然と述べました。マイナ保険証のさまざまな問題点を把握しているのであれば、この発言を文字どおり守るべきではないでしょうか。以上の理由から早急な廃止ではなく山積している課題を政府と国会において十分に議論すべきとの立場から、本請願は採択すべきとの立場を表明し、討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

他に賛成、反対いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、請願第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。総務厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下委員会において調査中の事件について

て会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは第4回長与町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。去る3日に開会いたしました本定例会は10日間の会期を経て、本日最終日となったわけでございます。各議案につきましては慎重にご審議を賜りましたことに、心からお礼を申し上げたいと思っております。また、10名の議員の皆さまから一般質問をいただき、町政の発展の立場からご指摘等を賜りました。重ねて感謝申し上げます次第でございます。皆さま方のご指摘、ご指導、ご提案につきましては、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思っただけのような幸福度日本一の長与町の実現に目指し、100年安心のまちづくりに邁進をしてまいりますので、議員各位におかれましても、引き続き、ご支援、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。さて、今年1年を振り返りますとご審議いただきました議案が63件、また、延べ37名の議員の皆さまからご質問を頂きました。答弁申し上げました点につきましては、誠心誠意実現に向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導いただきますよう、お願いを申し上げたいと思っております。今年も残り少なくなつてまいりましたが、長崎北陽台高校ラグビー部が花園出場といううれしいニュースも飛び込んでまいりました。若い力の活躍は本町にとりましても、誠に誇らしく喜ばしい限りでございます。今後の活躍に期待するところでございます。本年も残すところわずかとなりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、素晴らしい新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たつての挨拶とさせていただきます。今年1年大変お世話に

なりました。誠にありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和6年第4回長与町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 10時34分）